

第19章 公的行政に反する罪

第1節 公務員の背任およびその他の不正行為の罪

第404条 その不正を知り、行政事案で恣意的決定を命じた当局 (*当局の人的範囲については第24条参照) または公務員は、公雇用または公職について、また、被選挙権の行使について9年から15年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第405条 自己の権限の行使で、かつ、その不正を知り、法的に設定された要件を満たさない何人かのある特定の公職の行使について提案した、指名した、または、就職させた当局または公務員は、3月から8月の罰金刑および1年から3年の公雇用または公職の停止刑に処せられる。

第406条 法的に要求される要件が不足していることを知って、前条に規定される提案、指名または就職を受け入れる者には、同じ罰金刑が科される。

第2節 職務放棄と犯罪追求義務懈怠の罪

第407条 ① 第21章、22章、23章および24章に含まれる犯罪のなんらかを妨げない、または、追求しない意図で職務を放棄した当局または公務員は、1年から4年の禁固刑および公雇用または公職について6年から10年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。他のいかなる犯罪を妨げない、または、追及しないために放棄した場合は、公雇用または公職について1年から3年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② (職務) 放棄が、管轄司法機関によって科されたこれらの犯罪に対応する刑を執行しないことを目的としたときは、それぞれ、同じ刑が科される。

第408条 自己の職務義務に背いて、通知された犯罪またはその犯人の追求を意図的に開始しなかった当局または公務員は、公雇用または公職について6月から2年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第409条 ある公サービスの集団的かつ明示的違法放棄を奨励した、指導した、または、組織した当局または公務員は、8月から12月の罰金刑および公雇用または公職について6月から2年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

ある不可欠な公サービスの集団的かつ明示的違法放棄に、そのサービスまたは共同体に重大な損害を与えて、単に参加した当局または公務員は、8月から12月の罰金刑に処せられる。

第3節 不服従および援助拒否の罪

第410条 ① その権限の範囲内で発せられ、適法な様式を帯びた上級当局の司法裁定、判断または命令の適正な履行を公然と拒否した当局または公務員は、3月から12月の罰金刑および公雇用または公職について6月から2年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 前項の規定にかかわらず、法律のある規定または他の一般規定の明示的、明白かつ決定的な違反を構成する委任の不履行については、当局または公務員は刑事責任に陥らない。

第411条 前条第2項に示される原因ではないなんらかの原因により、その上級者の命令の行使を停止して、それら上級者が停止に反対した後で、それら命令に服従しなかった当局または公務員は、12月から24月の罰金刑および公雇用または公職について1年から3年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第412条 ① 権限を有する当局から要請を受けて、司法行政機関その他の公共サービスに適正な援助を提供しなかった公務員は、3月から12月の罰金刑および公雇用または公職について6月から2年の停止刑に陥る。

② 要請された者が当局、ある警察(fuerza pública)の隊長または責任者、または、当局の職員であった場合は、12月から18月の罰金刑および公雇用または公職について2年から3年の停止刑が科される。

③ ある私人から人の生命に対する犯罪を避けるために（職務の性質上義務を負う）なんらかの援助提供を要請されて、その提供を回避した当局または公務員は、18月から24月の罰金刑および公雇用または公職について3年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

（当該犯罪が）人の高潔性、性的自由、健康または自由に反する犯罪であった場合は、12月から18月の罰金刑および公雇用または公職について1年から3年の停止刑に処せられる。

そのような要請が他のなんらかの犯罪または他の害悪を避けるためのものであった場合は、3月から12月の罰金刑および公雇用または公職について6月から2年の停止刑に処せられる。

第4節 書類保管での不誠実および秘密漏洩の罪

第413条 その職務により保管を委任された書類を、意図的に、全部または部分的に、取替、破壊、無効化または隠匿した当局または公務員は、1年から4年の禁固刑、7月から24月の罰金刑および公雇用または公職について3年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第414条 ① 管轄当局がアクセスを制限している書類の保管をその職務により委任され、意図的に、そのアクセスを阻止するために設置された手段を破壊または無効化する、あるいは、その破壊または無効化に同意する当局または公務員は、6月から1年の禁固刑、または、6月から24月の罰金刑に処せられ、いずれにしても、公雇用または公職について1年から3年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 前項に係わる手段を破壊または無効化した私人は、6月から18月の罰金刑に処せられる。

第415条 前条に含まれていない当局または公務員で、その職務により保管が委任された機密書類に、意図的にかつ正当な許可なしに、アクセスした、または、アクセスを許した者は、6月から12月の罰金刑および公雇用または公職について1年から3年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第416条 その職務により（保管）委託された政府あるいは当局または公務員の委任により偶然に書類の処分または保管を請負った私人で、前3条に規定する行為を犯す者は、それぞれの場合に規定される刑の直下の禁固刑または罰金刑に処せられる。

第417条 ① その職業または職務により知見を得ている、また、拡散されるべきでない秘密または情報を漏洩した当局または公務員は、12月から18月の罰金刑および公雇用または公職について1年から3年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

前段に係わる漏洩が、公益または第三者に重大な損害を与えた場合は、刑は1年から3年の禁固刑および公雇用または公職について3年から5年の個別的公権剥奪刑となる。

② 私人の秘密に係わる場合は、刑は2年から4年の禁固刑、12月から18月の罰金刑および公雇用または公職について1年から3年の停止刑となる。

第418条 公務員または当局から得た秘密または特権的情報を自己または第三者のために利用した私人は、取得した、または、提供された利益の同額から3倍の罰金刑、および、1年から3年の期間補助金または公的支援を得る可能性（の喪失）、および、税務の利益またはインセンティブあるいは社会保障を享受する権利の喪失が科される。公益または第三者に重大な損害を与えた場合は、刑は1年から6年の禁固刑および6年から10年の期間補助金または公的支援を得る可能性（の喪失）、および、税務の利益またはインセンティブあるいは社会保障を享受する権利の喪失となる。

第5節 収賄の罪

第419条 当局または公務員で、その職務行使において自己に固有の義務に反する行為をするために、あるいは、行なわなければならない行為を不正に行なわない、または、遅延させるために、自己または第三者の利益のため、自らまたは介在する者によってあらゆる種類の贈答、恩恵または謝礼を受領または要求した者、または、申し出または約束を引き受けた者は、3年から6年の禁固刑、12月から24月の罰金刑および公雇用または公職について、および、被選挙権の行使について9年から12年の個別的公権剥奪刑に処せられる。ただし、謝礼または約束のために実行、懈怠または遅延された行為に、それが犯罪を構成した場合、対応する刑を害しない。

第 420 条 当局または公務員であって、自己の職務に固有の行為をするために、自己または第三者の利益のため、自らまたは介在する者によってあらゆる種類の贈答、恩恵または謝礼を受領または要求した者、あるいは、申し出または約束を引き受けた者は、2年から4年の禁固刑、12月から24月の罰金刑および公雇用または公職について、および、被選挙権の行使について5年から9年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第 421 条 前数条に規定された刑は、また、贈答、恩恵または謝礼が当該条に規定される行為の報酬として、それぞれの場合に、当局または公務員により受領または要求されたときは、科される。

第 422 条 当局または公務員であって、自己または第三者の利益のため、自己の職務または権能を勘案して提供された贈答または贈与を自らまたは介在する者によって受領した者は、6月から2年の禁固刑および公雇用および公職の1年から3年の停止に処せられる。

第 423 条 (2019年改訂) 前数条の規定は、同じく、陪審員および内国または国際仲裁人、同じく、裁判上任命された調停人、専門家、管理人または会計検査人、破産管財人、または、公的機能行使に参加するいかなる者に、適用される。

第 424 条 ① 当局、公務員または公的機能行使に参加する者に、その職務に固有の義務に反する行為またはその職務に固有の行為をするために、行なわなければならない行為を不正に行なわないために、または、遅延させるために、その職務または権能を考慮して、贈答または他のいかなる種類の謝礼を申し出た、または、提供した私人は、当局、公務員または収賄した者と同じ禁固刑と罰金刑が科される。

② 当局、公務員または公的機能行使に参加する者の要求に応じて、贈答または謝礼を提供した私人は、それらの者に対応する禁固刑および罰金刑が科される。

③ 当局または公務員から得られた、または、それらに要求された行為が、契約、補助金または行政機関または公的組織により召集される入札の手續きに関係があった場合は、私人に、また場合に応じて、その者が代表する会社、団体または組織に、補助金または公的支援を得ることについて、公的セクターを形成する組織、機関または団体と契約することについて、また、税務上の利益またはインセンティブあるいは社会保障を享受することについて、5年から10年の公権剥奪刑が科される。

第 425 条 賄賂が、被告人のために、その配偶者により、または、愛情と同様な関係により安定的に結びついている他の者により、あるいは、自然血縁、養子縁組によるなんらかの尊属、卑属または兄弟姉妹または同じ親等の姻族により、刑事訴訟に介入した場合は、贈賄者に6月から1年の禁固刑が科される。

第 426 条 当局または公務員がなした贈答または他の謝礼の要求にたまたま応えて、その行為を、その捜査に着手する義務のある当局に、着手開始の前に告発した私人

は、贈賄犯罪に対する刑を、行為の時から2月を経過していなかった場合、免除される。

第427条 (2019年改訂) 前数条の規定は、また、当該行為が次の者により実行される、または、(次の者に)影響するときは、適用される：

- a) 任命または選挙により、欧州共同体のある国または他のいかなる外国の立法、行政または司法の職務または雇用を保有するいかなる者。
- b) 公的組織または公的企業を含んで、欧州共同体のある国または他のいかなる外国のために、また、欧州共同体または他の公的国際組織のために、公的権能を行使するいかなる者。
- c) 欧州共同体または他の公的国際組織のいかなる公務員または職員。
- d) 加盟国または第三国において、欧州連合の金融的利益を管理する、それらの利益に関する意思決定を行う公共サービスの役割を割り当てられ、実行している者。

第427条の2 第31条の2の規定に従って、法人が、本節に含まれる犯罪に責任があるときは、次の刑が科される：

- a) 自然人により行われた犯罪が5年超の禁固刑を予定している場合、2年から5年の罰金刑、または、得た利益の3倍から5倍の罰金刑(額が結果的に多かったとき)。
- b) 自然人により行われた犯罪が、前段に含まれない2年超の禁固刑を予定している場合、1年から3年の罰金刑、または、得た利益の2倍から4倍の罰金刑(額が結果的に多かったとき)。
- c) その他の場合、6月から2年の罰金刑、または、得た利益の2倍から3倍の罰金刑(額が結果的に多かったとき)。

第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第6節 権力の不正利用の罪

第428条 他の公務員または当局に、自己または第三者のために経済的利益を直接または間接に生じさせるある決定を得るために、自己の職務権能の行使、または、その者、その他の公務員または当局との人的関係または階層関係に由来する他のいかなる状況を利用して、影響を及ぼす公務員または当局は、6月から2年の禁固刑、求められたまたは得られた利益の同額から2倍の罰金刑および公雇用または公職について、および、被選挙権の行使について5年から9年の個別的公権剥奪刑に処せられる。追及された利益を得た場合は、これらの刑はその下限を上下限の差分の半分以上回らせて科される。

第429条 ある公務員または当局に、自己または第三者のために経済的利益を直接または間接に生じさせるある決定を得るために、その者、他の公務員または当局との人的関係に由来する他のいかなる状況を利用して、影響を及ぼす私人は、6月か

ら2年の禁固刑、求められたまたは得られた利益の同額から2倍の罰金刑、および、公的セクターとの契約の禁止刑、また、6年から10年の補助金または公的支援を得る可能性（の喪失）、および、税務上の利益またはインセンティブあるいは社会保障を享受する権利の喪失に処せられる。追及された利益を得た場合は、これらの刑はその下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

第430条 前数条に規定される行為を行うことを申し出て、第三者に贈答、贈り物または他いかなる謝礼を要求した者、または、申し込みまたは約束を受け入れた者は、6月から1年の禁固刑に処せられる。犯罪が当局または公務員により行われた場合は、加えて、公雇用または公職について、および、被選挙権の行使について1年から4年の個別的公権剥奪刑が科される。

第31条の2の規定に従って、法人が、本節に含まれる犯罪に責任があるときは、6月から2年の罰金刑が科される

第431条 **（2019年改訂）** 本節のために、第24条および第427条に規定されている者は、公務員とみなす。

第7節 （公金）横領の罪

第432条 **（2022年改訂）** ① 営利のために、その職務上または職務の機会に、担当する公共財産を横領する、または、第三者が、営利のために、横領することに同意した当局または公務員は、2年から6年の禁固刑、公雇用または公職について、および、被選挙権の行使について6年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

② 前項に係わる行為に次の事由のなんらかが伴った場合は、4年から8年の禁固刑および10年から20年の絶対的公権剥奪刑が科される：

- a) 公的サービスに重大な損害または遅滞を生じさせた、
- b) 発生した損害あるいは横領された公共財産の額が、5万ユーロを超えた。
- c) 横領された物品が、芸術的、歴史的、文化的または科学的価値のあるものであった；または、公共のなんらかの災害を軽減することを目的とした物品であった。

発生した損害あるいは横領された公共財産の額が、25万ユーロを超えた場合は、刑は、1段階高い刑に至る可能性をもって、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科される。

③ 本条で言及される行為は、生じた損害または公共財産の価値が4,000ユーロ未満の場合、1年から2年の禁固刑および3月と1日から12月の罰金に処せられ、いずれにしても、公職または公雇用および被選挙権について1年から5年の個別的公権剥奪に処せられる。

第432条の2 **（2022年新設）** 当局または公務員が、横領の意図なしに、その職務上または職務の機会に、担当する公共財産を私的使用に当てたときは、6月から3年の禁固刑および1年から4年間の公雇用または公職の停止刑に処せられる。

有責者が訴訟手続き開始後10日以内に着服した公共財産の同じ物を元に戻さない場

合、前条の刑が科される。

第 433 条 (2022 年改訂) 管理する公共財産に本来の目的とは異なる公的運用を行った、前数条に含まれない、当局または公務員は、委託された役務の重大な損害または遅滞が生じた場合は、1 年から 4 年の禁固刑および 2 年から 6 年の公雇用または公職の個別的公権剥奪に陥る。また、それが生じなかった場合は、1 年から 3 年の公雇用または公職の剥奪および 3 月から 12 月の罰金刑が科せられる。

第 433 条の 2 ① 所属する公的組織に経済的損害を生じさせやすい方法で、また、第 390 条に規定されるケース以外で、その会計帳簿、その経済状況を反映すべき書類、または、そこに含まれる情報を偽造した当局または公務員は、公雇用または公職について 1 年から 10 年の個別的公権剥奪刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

② 所属する公的組織に経済的損害を生じさせやすい方法で、第三者にその組織の経済状況に関する虚偽の情報あるいは前項に係わる書類または情報を提供した当局または公務員は、同じ刑に処せられる。

③ 組織に経済的損害を生じさせるに至った場合は、1 年から 4 年の禁固刑、公雇用または公職について 3 年から 10 年の個別的公権剥奪刑および 12 月から 24 月の罰金刑に処せられる。

第 433 条の 3 (2022 年新設) 本法のために、行政機関に属する経済・財産的内容の財物および権利のすべての集合は、公共財産であると解される。

第 434 条 (2022 年改訂) 本節に類型化される行為のなんらかの有責者が、公共財産に生じた損害を口頭審理裁判開始の前に有効かつ完全に修復した場合、または、他の有責者の特定または逮捕のための、または、犯罪行為の完全な解明のための決定的証拠を得るために、当局またはその職員と積極的に協力した場合は、裁判官および裁判所は、本罪の有責者に 1 または 2 段階低い刑を科す。

第 435 条 (2019 年改訂) 本節の規定は次の者に拡張される：

1. 公的行政機関のいかなる種類の資金、収入または財産を担当する者。
2. 公金または公共物品の受寄者として法的に指定された私人。
3. 例え、私人に属していても、公的当局によって差し押さえられた、押収された、または、寄託された金銭または財物の管理者または受寄者。
4. 破産財団または債権者の経済的利益に関連する破産管財人。特に、法律で規定される債権弁済の順序が故意に変更されたときは、債権者の利益が影響を受けたとみなされる。
5. 第 31 条の 2 の規定に従って、本節に含まれる犯罪に責任を負う法人。このような場合には、次の刑が科される：

a) 自然人により行われた犯罪が5年超の禁固刑を予定している場合、2年から5年の罰金刑、または、生じた損害あるいは横領された財物または物品の価額の3倍から5倍の罰金刑（額が結果的に多かったとき）。

b) 自然人により行われた犯罪が、前段に含まれない2年超の禁固刑を予定している場合、1年から3年の罰金刑、または、生じた損害あるいは横領された財物または物品の価額の2倍から4倍の罰金刑（額が結果的に多かったとき）。

c) その他の場合、6月から2年の罰金刑、または、生じた損害あるいは横領された財物または物品の価額の2倍から3倍の罰金刑（額が結果的に多かったとき）。

第66条の2の規則に留意して、同様に、裁判官および裁判所は第33条第7項のb)からg)に規定される刑を科することができる。

第435条の2 **(2019年新設)** 本章のため、第24条および第427条により規定される者は公務員であると解される。

第8節 詐欺および不法徴収の罪

第436条 公的契約行為のなんらかに、または、公共物品または資産の清算に、自己の職務により介入して、関係者と談合した、または、いかなる公的機関を騙すために他のいかなる策略を使用した当局または公務員は、2年から6年の禁固刑、公雇用または公職について、および、被選挙権の行使について6年から10年の個別的公権剥奪刑に処せられる。当局または公務員と談合した私人には、同じ禁固刑が科され、また、補助金または公的支援を得ることについて、公的セクターを形成する組織、機関または団体と契約することについて、また、税務上の利益またはインセンティブあるいは社会保障を享受することについて、2年から7年の公権剥奪刑が科される。

第437条 法的に義務付けられていない、または、法的に規定されていない額以上の手数料、関税または費用(minutas)を、直接的または間接的に要求した当局または公務員は、返還義務を害しないで、6月から24月の罰金刑および公雇用または公職について6月から4年の停止刑に処せられる。

第438条 自己の職務を濫用して、第307条の3の社会保障システム給付の詐欺または偽計のなんらかの犯罪を行なった当局または公務員は、これらにそれぞれ規定される刑を、1段階高い刑に至る可能性をもって、その下限を上下限の差分の半分上回らせて科され、また、公雇用または公職についておよび被選挙権の行使について3年から9年の個別的公権剥奪刑が科される。ただし、当該行為が、本法の他の規則でより重い刑で処罰されている場合を除く。

第438条の2 **(2022年新設)** その職務または地位の遂行中、および、それらを停止してから5年以内に、その証明される所得について25万ユーロを超える資産の増加あるいは債務または借金の消滅を得た当局は、その正当性を検証する管轄機関の要求に従うことを公然と拒否した場合、6月から3年の禁固刑、得られた利益の1

倍から3倍の罰金刑、および、公雇用または公職についておよび被選挙権の行使について3年から9年の個別的公権剥奪刑が科される。

第9節 公務員に禁じられている取引および活動、およびその職務行使の濫用の罪

第439条 自己の職務のためにいかなる種類の契約、事案、取引または活動に介入しなければならない当局または公務員であって、それらの取引または活動に、自己または人を介して、直接または間接になんらかの形での参加を強制するまたは得るためにその立場を利用する者は、6月から2年の禁固刑、12月から24月の罰金刑、および、公雇用または公職についておよび被選挙権の行使について2年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第440条 専門家、仲裁人および分割清算人であって、(その者が)評価、分配または裁定に介入した財物または物について前条に規定されることを行なった者、および、後見人、保佐人または遺産分割人であって、その被後見人に所属している物または遺産について前条に規定されることを行なった者、破産管財人であって、破産財団を構成する財物および権利について前条に規定されることを行なった者は、12月から24月の罰金刑、および、場合に応じて、公雇用または公職、職業または職務、保護、後見または保佐について3年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。ただし、当該行為が、本法の他の規則でより重い刑で処罰されている場合を除く。

第441条 法律または規則で認められた場合を除き、自らまたは他人を介して、民間企業または個人企業の下で、または、それらへの役務提供で、その専門的活動または永続的または一時的コンサルタント活動を、その職務のために介入すべき、または、介入した事案において、または、差し向けられたまたは所属する事務所または管理センターで扱われる、形成される、または、解決される事案において、行なった当局または公務員は、6月から12月の罰金刑、および、公雇用または公職について2年から5年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

第442条 自らまたは第三者のために経済的利益を得る意思を持って、自己の職務により知見を得る秘密または特権的情報を使用する当局または公務員は、求められた、得られたまたは提供された利益の同額から3倍の罰金刑、および、公雇用または公職について、および、被選挙権の行使について2年から4年の個別的公権剥奪刑に処せられる。求められた利益を得た場合は、1年から3年の禁固刑、求められた、得られたまたは提供された利益の同額から6倍の罰金刑、および、公雇用または公職についておよび被選挙権の行使について4年から6年の個別的公権剥奪刑に処せられる。

公益または第三者に重大な損害が生じた場合は、刑は、1年から6年の禁固刑、および、公雇用または公職についておよび被選挙権の行使について9年から12年の個別的公権剥奪刑となる。本条のため、特権的情報とは、公職により排他的に得られた、かつ、通知、公表または開示されてなかった特定の情報全部と解される。

第 443 条 (2022 年改訂) ① 自己のため、または、その配偶者または愛情と同様な関係により安定的に結びついている他の者のため、あるいは、自然血縁、養子縁組によるなんらかの尊属、卑属または兄弟姉妹または同じ親等の姻族のために、当局は公務員の裁定に係わる申請事案、または、当局または公務員が上長に報告すべき、または、相談すべき申請事案を有する者に性的に言い寄った当局または公務員は、1 年から 2 年の禁固刑、および、6 年から 12 年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

② 自己の保護下にある者に性的に言い寄った刑務所あるいは未成年者の保護または矯正センターの職員は、1 年から 4 年の禁固刑、および、6 年から 12 年の絶対的公権剥奪刑に処せられる。

③ 言い寄られた者が、その(職員の)保護下にあった者の自然血縁、養子縁組による尊属、卑属または兄弟姉妹または同じ親等の姻族であったときは、同じ刑に処せられる。同様に、言い寄られた者が、その(職員の)保護下にある者の配偶者であるとき、または、愛情と同様な関係により安定してその(保護下にある)者に結びついているときは、同じ刑に処せられる。

444 条 前条に規定される刑は、実際行なわれた性的自由に反する犯罪に対応する刑を害することなく、科される。

第 10 節 前各節に共通な規定

第 445 条 本章に規定される犯罪を行うための扇動、共謀および教唆は、それぞれ 1 から 2 段階低い刑に処せされる。